

特別職が変わりました

中林重雄副市長および片岡格副市長ならびに山田潤一監査委員が5月22日付けで任期満了したことに伴い、先に開かれた第1回市議会臨時会で選任の同意を得て、5月23日付けで前経済部長の谷口諭および前保健福祉部長の平井尚子が副市長に、前総務部長の小野浩が監査委員に就任しました。また、5月22日付けで任期満了となった川越英雄企業局長の後任に、前土木部長の田畑浩文が5月23日付けで企業局長に就任しました。

副市長
谷口 諭 (59歳)



昭和34年生まれ
高崎経済大学経済学部卒業

副市長
平井 尚子 (58歳)



昭和36年生まれ
北海道教育大学函館分校卒業

監査委員 (常勤)
小野 浩 (58歳)



昭和36年生まれ
北海道大学水産学部卒業

企業局長
田畑 浩文 (58歳)



昭和36年生まれ
東北工業大学工学部卒業

お問合せ 子どもサービス課
☎21-3035

幼児教育・保育の無償化について

10月から幼稚園、保育所および認定こども園の保育料が無償となるほか、幼稚園、認定こども園の預かり保育や認可外保育施設などの利用料について、要件を満たした場合に負担額が軽減されます。

また、保育料無償化に伴い、3歳から5歳までの保育所や認定こども園の保育所機能を利用する子どもの副食費が実費徴収となります。

なお、利用する施設により手続きが異なりますので、詳しくは利用施設または市のHPでご確認ください。



区分	対象サービス	対象となるための手続き	対象者	月額利用者負担額
幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子ども	幼稚園、保育所および認定こども園の保育料	不要	0～5歳（小学校就学前まで） ※保育認定（3号）の場合は、住民税非課税世帯のみ対象	0円 ※実費徴収している経費や延長保育の利用料は、引き続き利用者の負担となります。
	幼稚園、認定こども園の預かり保育の利用料	保育の必要性があることの認定が必要	3～5歳（小学校就学前まで） ※満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、住民税非課税世帯のみ対象	11,300円を超えた額（注） ※満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、16,300円を超えた額
			0～2歳の住民税非課税世帯	16,300円を超えた額（注）
子利上と用記もし施設ない	認可外保育施設（事業所内保育施設を含む）、ベビーホテル、病児保育施設、ベビーシッター、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センターの利用料	保育の必要性があることの認定が必要	3～5歳（小学校就学前まで）	37,000円を超えた額
			0～2歳の住民税非課税世帯	42,000円を超えた額

（注）利用日数に応じて月額の上限額は変動します。（450円×利用日数）

■給食の材料にかかる費用（給食費）の取扱いの見直し

認定区分	対象	費目	現行	10月～
教育認定1号	満3歳以上で幼稚園、認定こども園での教育を受ける子ども	主食費	実費徴収	実費徴収
		副食費	実費徴収	実費徴収※
保育認定2号	満3歳以上で保育所、認定こども園での保育を受ける子ども	主食費	実費徴収	実費徴収
		副食費	保育料に含まれる	実費徴収※
保育認定3号	満3歳未満で保育所、認定こども園での保育を受ける子ども	主食費	保育料に含まれる	保育料に含まれる
		副食費	保育料に含まれる	保育料に含まれる

※ 年収360万円未満の世帯や第3子以降については、支払いが免除されます。

